

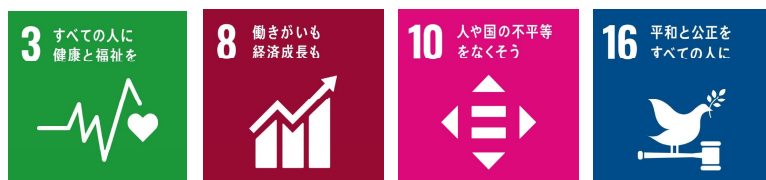
# 第6期浜松市障がい福祉実施計画 第2期浜松市障がい児福祉実施計画

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGs（持続可能な開発目標）とは

持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。



浜松市は、平成30年6月に「SDGs未来都市」に選定されており、本計画の取り組みもSDGsに通ずるものとして各事業を推進してまいります。

令和3（2021）年3月  
浜松市

〔漢字表記について〕

浜松市では、障害の「害」の字に否定的なイメージが強い  
ため、平仮名表記としています。

ただし、法律名や固有名詞等は漢字で表記します。

〔音声版について〕

本計画は、視覚障がいのある人のために音声版を作成して  
います。

---

# 目次

## 第1章 計画の概要

1	計画の目的.....	3
2	計画の位置付け.....	3
3	計画の期間.....	4
4	計画で定める項目.....	4
5	計画の基本理念.....	5
6	計画の策定及び評価体制.....	5
	（1）策定体制.....	5
	（2）評価体制.....	6
7	第5期浜松市障がい福祉実施計画及び 第1期浜松市障がい児福祉実施計画の進捗状況.....	7
	（1）数値目標.....	7
	（2）障害福祉サービス.....	9
	（3）地域生活支援事業.....	10
	（4）児童福祉法に規定するサービス.....	11

## 第2章 令和5年度の成果目標

1	福祉施設入所者の地域生活への移行.....	15
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	17
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	18
4	福祉施設から一般就労への移行.....	19
5	障がい児支援の提供体制の整備等.....	21
6	相談支援体制の充実・強化等.....	22
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかるとの体制の構築.....	23

### 第3章 福祉サービスの見込量

《第6期障がい福祉実施計画》	28
1 障害福祉サービス	28
(1) 訪問系サービス	28
(2) 日中活動系サービス	30
(3) 居住系サービス	33
(4) 相談支援	35
2 地域生活支援事業	37
(1) 必須事業	37
(2) 任意事業	45
《第2期障がい児福祉実施計画》	46
1 児童福祉法に規定するサービス	46
(1) 障害児通所支援	46
(2) 障害児入所支援	48
(3) 障害児相談支援	49
(4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	49

### 資料編

1 障がいのある人の状況	53
(1) 身体障がい	54
(2) 知的障がい	57
(3) 精神障がい	59
2 障害福祉サービス等支給決定者の状況	62
3 施設・事業所等の状況	63
4 策定経過	65

---

5	協議会等構成員.....	66
	(1) 浜松市障害者施策推進協議会の委員.....	66
	(2) 浜松市障がい者自立支援協議会の構成員.....	66
	(3) 浜松市障害保健福祉施策連絡会（自立支援協議会当事者部会）.....	67
6	障がい福祉に関するアンケート調査.....	68
	(1) 目的.....	68
	(2) 実施概要.....	68
7	パブリック・コメント.....	69
	(1) 目的.....	69
	(2) 実施概要.....	69



# 第1章

## 計画の概要

---





## 1 計画の目的

「第6期浜松市障がい福祉実施計画・第2期浜松市障がい児福祉実施計画」（以下「本計画」）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、国の定める基本指針（平成18（2006）年厚生労働省告示第395号：令和2年5月19日改定）（以下「基本指針」）に則し策定するものです。

本計画では、障がいのある人の地域生活を支援するための障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援）を提供するための体制確保が計画的に図れるようにすることを目的とします。

なお、第6期浜松市障がい福祉実施計画と第2期浜松市障がい児福祉実施計画は一体のものとして策定いたします。

## 2 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に定める「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

なお、本計画は、障害者基本法の規定に基づき浜松市が策定した「第3次浜松市障がい者計画」（以下「障がい者計画」）における分野別施策「2 生活支援」に関する部分の実施計画として位置付けます。

### ○障害者総合支援法第88条（市町村福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

### ○児童福祉法第33条の20（市町村障害児福祉計画）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み

### 3 計画の期間

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間です。



### 4 計画で定める項目

- 本計画の基本理念
- 令和5（2023）年度の成果目標の設定
- 令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの障害福祉サービス及び障がい児支援体制整備の見込量及びその確保のための方策
- 地域生活支援事業の実施に関する事項
- 本計画の達成状況の点検及び評価

## 5 計画の基本理念

本計画は、障がい者計画における分野別施策の「2 生活支援」に関する部分の実施計画と位置づけているため、障がい者計画と同一の理念とします。

### 『支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち』

障がいのある人一人ひとりが社会を構成する一員として、住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らすことを基本に、すべての人が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを目指します。

この基本理念を踏まえ、障がいのある人の視点に立ち、ライフステージに応じた総合的な支援を地域全体で進め、障がいのある人の生活の質の向上を図るよう、必要な障害福祉サービス等を提供します。

## 6 計画の策定及び評価体制

### (1) 策定体制

本計画は、浜松市障害者施策推進協議会（以下「施策協議会」）、浜松市障がい者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」）市全体会や自立支援協議会当事者部会に意見をうかがい策定しました。

また、地域のニーズを把握し、その実態を踏まえたうえで計画を作成することから、福祉サービス利用者へのアンケート調査やパブリック・コメント<sup>1</sup>を実施し、障がいのある人や関係者にご意見をいただき、関係者の声をこの計画に反映するよう努めました。

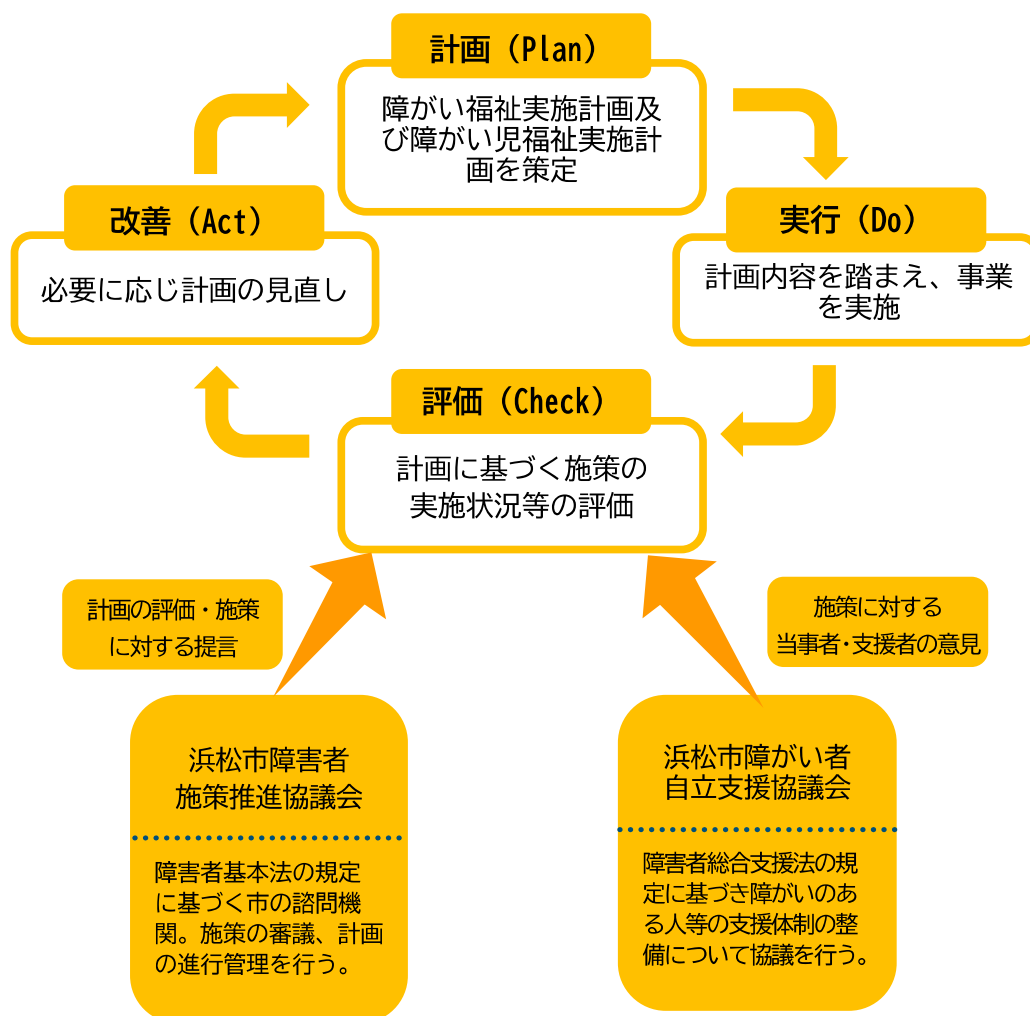
<sup>1</sup> パブリック・コメント：行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く市民・事業者等から意見や情報を提出する機会を設け、行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。

## (2) 評価体制

この計画に定める事項について、PDCA サイクルにより、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更その他の必要な措置を講じます。

また、PDCA サイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況等について、自立支援協議会当事者部会や施策協議会から点検・評価を受けるとともに、その結果について浜松市ホームページ等で公表します。

【PDCA サイクルのイメージ】



## 7 第5期浜松市障がい福祉実施計画及び 第1期浜松市障がい児福祉実施計画の進捗状況

第5期浜松市障がい福祉実施計画（以下「第5期計画」）の推進により、施設入所者の地域生活への移行と福祉施設からの一般就労への移行を進めてきました。

また、第1期浜松市障がい児福祉実施計画（以下「第1期児計画」）では、増加している医療的ケア児の地域での支援体制の構築のため、関係機関との協議の場を設置し、検討してきました。

さらに、障がいのある人が地域社会で安心して暮らしていける社会の実現を目指し、地域の様々な社会資源との連携による地域生活支援拠点の整備を行ってきました。

### （1）数値目標

#### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成28（2016）年度末の施設入所者数639人のうち、令和2（2020）年度末までに、入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数の累計を目標値（人）として設定しました。

実績	第5期計画	目標値の根拠
	令和元年度 (2019)	
目標値（A）	65人	地域生活への移行に対するニーズや第4期計画の実績を勘案し設定。
実績（B）	38人	
達成率（B/A）	58.5%	
目標のために 行った施策	地域への移行により必要となる住まいの場としてグループホームの定員増加を図った。	

#### ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人の地域移行を促進するため、令和2（2020）年度までに保健、医療、福祉関係者による協議会を設置することを目標としました。

【実績】 自立支援協議会地域移行・定着専門部会にて地域包括ケアシステム構築に向けた課題の整理や意見交換を行うとともに、ワーキンググループを立ち上げ、精神障がいのある人の地域生活支援の仕組みづくりのために、必要な調査や検討を行いました。

### ③ 地域生活支援拠点の整備

障がいのある人が「親なき後」も安心して地域で生活できるよう、家族状況や本人の将来を見据えた適切な生活の場への移行の支援や緊急時における短期入所等への迅速な連絡体制の整備、地域での生活を支援する様々な社会資源による連携体制の構築等を目標としました。

【実績】障がい者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」）が中心となり、相談、緊急時対応、人材育成及び地域の体制づくりの4つの取り組みを実施することで地域の体制整備を進めました。

### ④ 就労支援施設等から一般就労への移行

令和2（2020）年度中に一般就労に移行する人の目標値を174人としました。

実績	第5期計画		目標値の根拠
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	
目標値 (A)	145人	154人	法定雇用率の引き上げ等を考慮し設定。
実績 (B)	150人	140人	
達成率 (B/A)	103.4%	90.9%	
目標のために 行った施策	企業を対象とした障害者雇用支援セミナーや障害者雇用を検討又は実施しようとしている企業が円滑な障害者雇用を実現するための企業伴走型障害者雇用推進事業の実施により一般就労への促進を図った。		

### ⑤ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築ができるよう協議の場を設けることを目標としました。

【実績】自立支援協議会重心児・者及び医療的ケア専門部会を設置し、医療的ケアを必要とする障がい児が地域で必要な支援を受けられるよう、関係機関との連携により支援体制の構築に向けて協議を行いました。

## (2) 障害福祉サービス

	単位	平成 30 年度 (2018)		令和元年度 (2019)		
		見込値	実績値	見込値	実績値	実績率
訪問系サービス						
居宅介護	人	792	769	851	758	89.1%
重度訪問介護	人	19	21	19	33	173.7%
同行援護	人	120	116	120	108	90.0%
行動援護	人	11	8	12	10	83.3%
日中活動系サービス						
生活介護	人	1,508	1,507	1,541	1,539	99.9%
自立訓練（機能訓練）	人	17	16	17	31	182.4%
自立訓練（生活訓練）	人	100	104	100	93	93.0%
就労移行支援	人	302	246	325	295	90.8%
就労継続支援 A 型	人	637	532	662	538	81.3%
就労継続支援 B 型	人	1,236	1,253	1,297	1,316	101.5%
就労定着支援	人	140	70	218	103	47.2%
療養介護	人	90	89	90	97	107.8%
短期入所（福祉型、医療型）	人	590	533	625	489	78.2%
居住系サービス						
自立生活援助	人	21	18	21	12	57.1%
共同生活援助	人	400	378	425	443	104.2%
宿泊型自立訓練	人	20	27	20	27	135.0%
施設入所支援	人	639	642	639	652	102.0%
相談支援						
計画相談支援	人	5,107	4,872	5,327	5,008	94.0%
地域移行支援	人	21	12	21	11	52.4%
地域定着支援	人	84	86	96	97	101.0%
<p>○訪問系サービスでは重度訪問介護はニーズが高く、目標値を上回っている状況です。</p> <p>○日中活動系サービスは、自立訓練（機能訓練）のニーズが高くなっています。</p> <p>○居住系サービスの共同生活援助は、グループホームの整備により定員が増加したため、利用が増加しています。</p> <p>○相談支援系サービスの計画相談支援は、サービスを利用する際必要になるサービス等利用計画を全員に作成しています。また、地域移行支援の実績値が計画値を下回っており、地域移行を促進するための取り組みを行っています。</p> <p>○重度障害者等包括支援は、現在指定事業所がないことから利用実績がありません。</p>						

### (3) 地域生活支援事業

		平成 30 年度 (2018)		令和元年度 (2019)		
		見込値	実績値	見込値	実績値	実績率
相談支援事業	相談件数	30,200	30,155	31,498	29,489	93.6%
基幹相談支援センター	か所数	1	1	1	1	100.0%
成年後見制度利用支援事業						
市長申し立て	利用件数	10	3	10	9	90.0%
報酬費助成	利用件数	50	47	55	65	118.2%
意思疎通支援事業						
手話通訳者派遣事業	派遣件数	1,100	1,195	1,100	1,278	116.2%
要約筆記者派遣事業	派遣件数	80	67	80	87	108.8%
日常生活用具給付等事業						
日常生活用具給付等事業 計	給付件数	17,167	16,353	17,724	16,702	94.2%
介護・訓練支援用具	給付件数	46	54	50	48	96.0%
自立生活支援用具	給付件数	80	90	82	83	101.2%
在宅療養等支援用具	給付件数	83	124	86	107	124.4%
情報・意思疎通支援用具	給付件数	474	330	481	659	137.0%
排せつ管理支援用具	給付件数	16,474	15,736	17,015	15,792	92.8%
居宅生活動作補助用具	給付件数	10	19	10	13	130.0%
奉仕員養成研修事業						
手話奉仕員養成講座	修了者数	60	55	60	41	68.3%
要約筆記者養成講座	修了者数	10	7	10	7	70.0%
移動支援事業	利用者数	343	335	372	349	93.8%
地域活動支援センター	か所数	7	7	7	6	85.7%
発達障害者支援センター運営事業	か所数	1	1	1	1	100.0%
日中一時支援事業	利用者数	606	620	586	591	100.9%
社会参加促進事業						
スポーツレクリエーション	実施回数	1	1	1	1	100.0%
芸術・文化	実施回数	2	2	3	3	100.0%
点字・声の広報	利用者数	180	150	180	149	82.8%

○多くのサービスでおおむね計画どおりの実績となっています。

○意思疎通支援事業における手話通訳者派遣は、利用者の高齢化に伴う医療関係の通訳依頼が増加しています。また、要約筆記者派遣は、学習関係の要約筆記による派遣が増えています。

○点字・声の広報等の発行事業については、広報はままつの無料アプリを活用した読み上げ配信サービスを平成 30 (2018) 年から開始しており、アプリによる情報提供がはじまったことから、利用者が減少したと考えられます。



(4) 児童福祉法に規定するサービス

	単位	平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		
		見込値	実績値	見込値	実績値	実績率
<b>障害児通所支援</b>						
児童発達支援	人	1,057	1,036	1,160	1,099	94.7%
放課後等デイサービス	人	1,525	1,665	1,740	1,783	102.5%
保育所等訪問支援 (年度の合計)	人	818	755	899	770	85.7%
居宅訪問型児童発達支援	人	5	3	5	2	40.0%
<b>障害児入所支援</b>						
福祉型	人	46	46	46	47	102.2%
医療型	人	26	33	26	24	92.3%
障害児相談支援	人	2,985	3,277	3,342	3,580	107.1%
○放課後等デイサービスは増加傾向にあり、発達障がいのある子どもが増加し、療育の需要が高いことがうかがえます。						
○子どものサービス利用の増加に伴い障害児相談支援の利用も増加しており、今後も増加することが見込まれます。						



# 第2章

令和5(2023)年度の成果目標

---

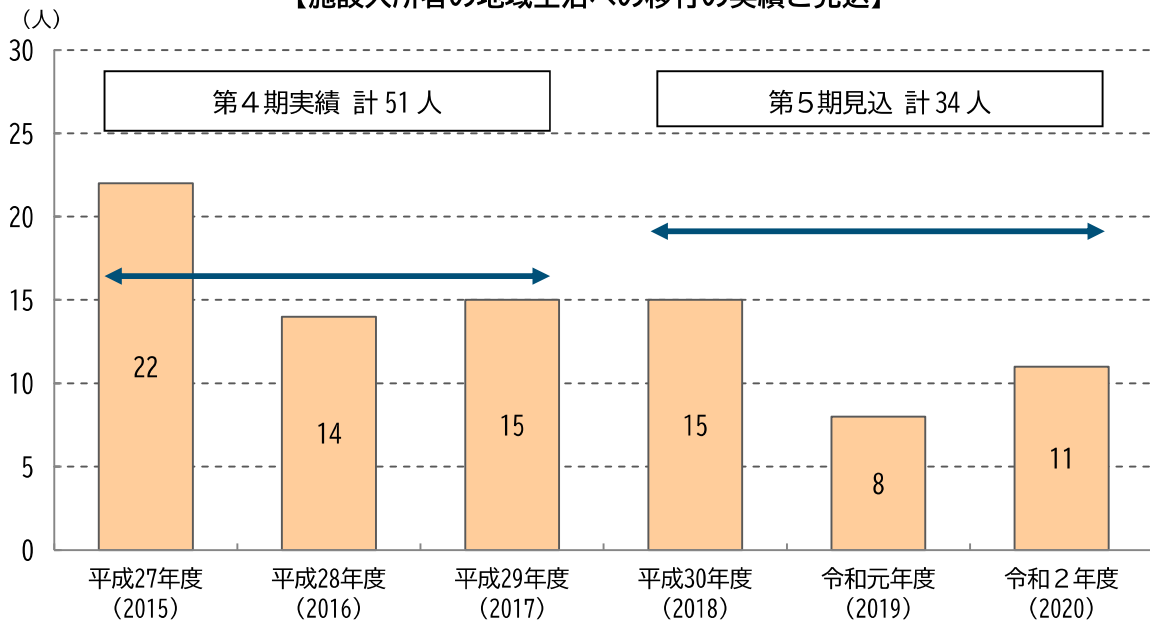


障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針に則し、浜松市障がい福祉に関するアンケート調査の結果や第5期計画の進捗状況を踏まえて目標値を設定し、障がいのある人の自立と社会参加を推進します。

## 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

- ▶ 本人が希望する地域で安心して暮らすことができる、地域生活への移行を推進します。
- ▶ 令和5（2023）年度末までに、施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数を目標値として設定します。

【施設入所者の地域生活への移行の実績と見込】



※平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度は実績値、令和2（2020）年度は見込値です。

【施設入所者の地域生活への移行の目標】

項目	数値	備考
基準値(平成 29 年度入所者数)	652 人	
【目標値①】 入所施設からの地域移行	45 人	令和5年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
令和5年度末の入所者数	639 人	令和5年度末の入所者数
【目標値②】 施設入所者削減数	0 人	第5期計画（639人）からの入所者数削減見込数

### 【国の方針】

- ・令和5（2023）年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。令和元（2019）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とします。上記の数値を基本としつつ、これまでの実績と地域の実情を踏まえて設定します。
- ・令和5（2023）年度末の施設入所者数を令和元（2019）年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とします。

### 【目標値の考え方と取り組み】

- ・令和5（2023）年度末までに、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数 652人のうち、45人（基本指針6%で算出すると40人）が地域生活へ移行するものとします。
- ・施設入所者の地域生活への移行目標に合わせ、施設入所者数の削減目標も求められていますが、施設入所待機者数等をかんがみ、施設入所者数の削減は行いません。
- ・施設入所者が地域での自立生活を体験できる場を設け、地域生活へ移行しやすくする取り組みを行います。

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう体制づくりを進めます。

### 【国の方針】

- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制づくりについて今後も計画的に推進します。
- ・取り組みの趣旨を踏まえ、それぞれの目標値を設定します。
  - ・精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上
  - ・精神病床における令和5（2023）年度末の1年以上長期入院者数を国推計式により設定
  - ・精神病床における令和5（2023）年度の入院後3か月時点の退院率69%以上
  - ・精神病床における令和5（2023）年度の入院後6か月時点の退院率86%以上
  - ・精神病床における令和5（2023）年度の入院後1年時点の退院率92%以上

### 【目標値の考え方と取り組み】

- ・令和2（2020）年度に設置した協議の場において毎年2回協議を行い、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための課題を共有し、解決のための方策を話し合います。
- ・退院率等の目標値については、県が目標設定するため、その目標を達成できるよう必要な取り組みを進めていきます。

### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

➤ 障がいのある人が安心して地域で生活できる体制を整備します。

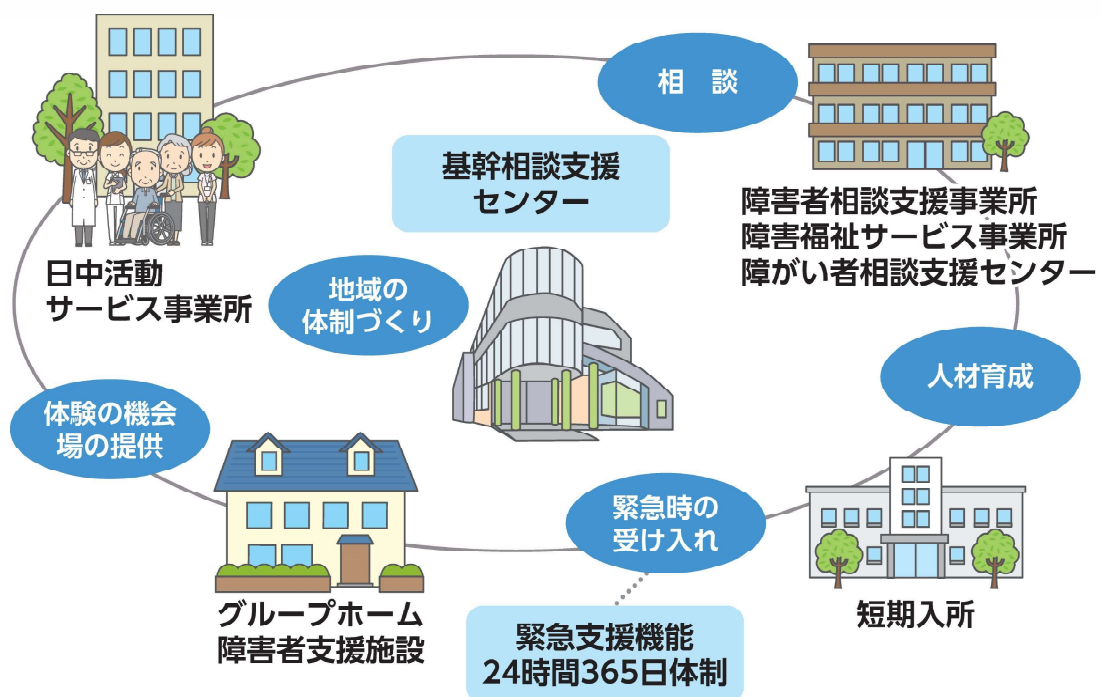
#### 【国の方針】

- ・令和5（2023）年度末までの間、1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とします。

#### 【目標値の考え方と取り組み】

- ・緊急時における必要な福祉サービスの利用に関する相談体制の確保を継続するとともに、基幹相談支援センターと相談支援事業所の連携により、緊急時における短期入所等への迅速な連絡体制を整備します。
- ・家族状況や本人の将来を見据えた適切な生活の場への移行を支援します（一人暮らし、グループホーム等）。
- ・地域での生活を支援する様々な社会資源による連携体制の構築等を行います。
- ・専門的な対応を行うことができる人材の育成を行います。
- ・地域生活支援拠点事業の内容について、自立支援協議会で検証及び検討します。

#### 【地域生活支援拠点イメージ図】



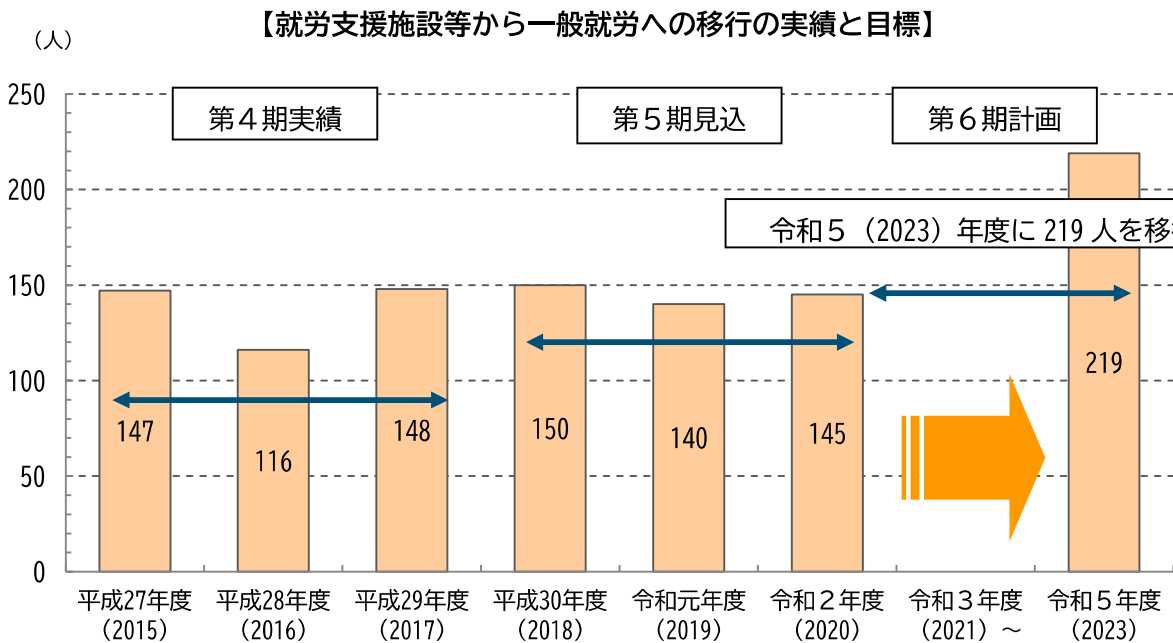


## 4 福祉施設から一般就労への移行

- 自立支援の観点から、地域の中でいきいきと安心して生活を送ることができるよう、就労支援施設等から一般就労への移行を推進します。
- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5（2023）年度中に就労支援施設等から一般就労へ移行する人の数を目標値として設定します。
- 一般就労へ移行後の就労定着を図るため、就労定着支援事業の利用を促進します。

## 第2章

令和5年度の成果目標



※平成27（2015）年度から令和元（2019）年度までは実績値、令和2（2020）年度は見込値、令和5（2023）年度は目標値です。

項目	実績値		見込値	目標値
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和5年度 (2023)
就労支援施設等から 一般就労への移行者数（人）	150	140	145	219

### 【国の方針】

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5（2023）年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とします。
- ・各事業の趣旨を踏まえ、それぞれの目標値を設定します。
  - ・令和5（2023）年度に令和元（2019）年度実績の1.30倍以上が就労移行支援により移行
  - ・令和5（2023）年度に令和元（2019）年度実績の1.26倍以上が就労継続支援A型により移行
  - ・令和5（2023）年度に令和元（2019）年度実績の1.23倍以上が就労継続支援B型により移行
- ・一般就労の定着を図るため、就労定着支援事業の利用者や事業所ごとの就労定着率を設定します。
- ・令和5（2023）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用
- ・令和5（2023）年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

### 【目標値の考え方と取り組み】

- ・令和元（2019）年度までの実績を踏まえ、令和5（2023）年度の目標値は、219人とします。
- ・各事業からの一般就労への移行は次のとおりとします。
  - ・就労移行支援事業 164人
  - ・就労継続支援A型 30人
  - ・就労継続支援B型 25人
- ・一般就労への定着を図るため、就労定着支援の利用を促進します。
  - ・一般就労への移行者の就労定着支援事業を利用者154人
  - ・就労定着支援事業所21事業所のうち17事業所が就労定着率8割以上
- ・企業を対象とした障害者雇用支援セミナーや障害者雇用を検討又は実施しようとしている企業が円滑な障害者雇用を実現するための企業伴走型障害者雇用推進事業の実施により障害者雇用の促進を図ります。
- ・令和3（2021）年には、法定雇用率の引き上げ（2.2%→2.3%）が予定されており、企業の雇用意欲は引き続き強まるものと推測されます。

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

- 障がいのある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援等の充実を図っていきます。
- 各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要であり、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、体制を整備していきます。

### 【国の方針】

- ・ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指し、児童発達支援センターを1か所以上設置することを基本とします。
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。
- ・ 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することを基本とします。
- ・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5（2023）年度までに関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

### 【目標値の考え方と取り組み】

- ・ 児童発達支援センターを継続して設置します。
- ・ 希望する児童が保育所等訪問支援を利用できるよう体制を維持します。
- ・ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保を維持します。
- ・ 医療的ケア児等の支援について関係機関の連携を図るため、医療的ケア児等支援協議会を継続して設置します。
- ・ 医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の調整を行う医療的ケア児等コーディネーターを令和5（2023）年度までに配置します。

## 6 相談支援体制の充実・強化等

- 地域の相談支援体制を強化するため、総合的・専門的な相談支援の充実を図ります。

### 【国の方針】

- ・相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保します。

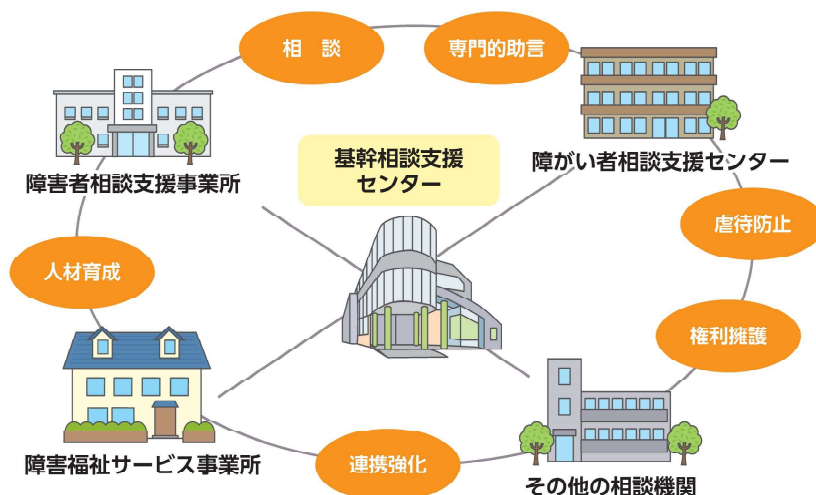
### 【目標値の考え方と取り組み】

- ・相談支援体制の強化・充実を図るため基幹相談支援センターを継続して設置します。
- ・基幹相談支援センターが、総合的・専門的な相談対応や地域の相談支援事業者への専門的な指導、助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化の役割を担います。
- ・自立支援協議会において、基幹相談支援センター及び市内に5つ設置する障がい者相談支援センターとともに、地域の相談支援体制の強化に取り組んでまいります。

### 【相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組み】

項目	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
専門的な指導・助言件数	800	800	800
相談支援事業者人材育成件数	25	25	25
地域相談との連携強化の取組回数	200	200	200

### 【相談支援体制イメージ図】



## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかるとの体制の構築

- 障害福祉サービス利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行う体制を構築します。

### 【国の方針】

- ・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

### 【目標値の考え方と取組】

- ・ 障害福祉サービス等に係る研修に市担当職員が参加し、障害福祉サービスの理解を深めます。
- ・ 障害者自立支援審査支払等システム等による請求に関する審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有することで、課題解決等についての情報交換を行う体制を構築します。
- ・ 障害福祉サービス等事業所に対する指導監査を適正に実施し、その結果を関係自治体と共有し、課題や解決等の情報交換を行うことでサービスの質の向上を目指します。



# 第3章

## 福祉サービスの見込量

---

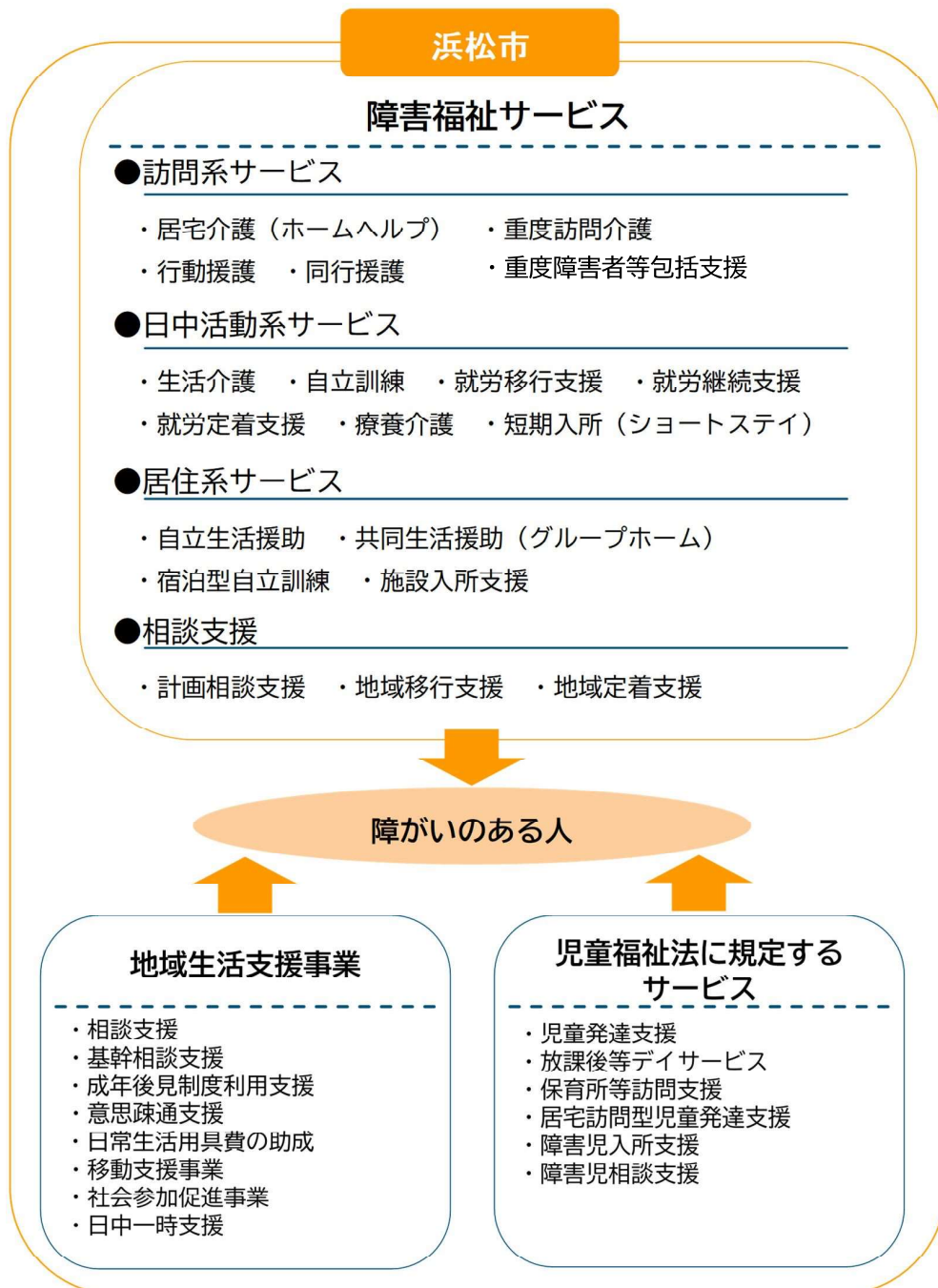




基本理念等を念頭に置き、住み慣れた地域での暮らしを送ることができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業、児童福祉法に規定するサービス等により総合的にサポートします。

本計画において、サービス見込量を計画するとともに、下記により見込量確保に努めます。

- ・事業者への情報提供や事業者間の連携強化を図ることにより、円滑なサービス提供を確保します。
- ・事業実施の意向を有する事業者の把握に努め、事業者の参入を促進します。



## 《第6期障がい福祉実施計画》

### 1 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、家庭などで利用できる「訪問系サービス」、施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、グループホームや施設に入所して利用できる「居住系サービス」、「相談支援」に分けられます。

#### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅者を対象としたサービスで、介護を担う家族支援のためのサービスとしても利用されています。

##### ① 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。

##### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者や、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援まで総合的に行います。

##### ③ 同行援護

視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時の移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。

##### ④ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

##### ⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

### 第3章

#### 福祉サービスの見込量

		実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用者数	769 (792)	758 (851)	813 (911)	854	895	936
	時間 /月	9,917 (11,000)	10,101 (11,800)	10,834 (12,650)	11,380	11,927	12,473
重度訪問 介護	利用者数	21 (19)	33 (19)	53 (19)	72	90	109
	時間 /月	5,906 (5,160)	8,266 (5,160)	13,276 (5,160)	18,035	22,544	27,303
同行援護	利用者数	116 (120)	108 (120)	112 (120)	113	113	113
	時間 /月	1,694 (1,675)	1,266 (1,726)	1,611 (1,776)	1,634	1,657	1,681
行動援護	利用者数	8 (11)	10 (12)	11 (13)	12	13	14
	時間 /月	85 (80)	122 (92)	119 (106)	133	147	161
計	利用者数	914	909	989	1,051	1,111	1,172

#### 【見込量の考え方】

- ・すでに利用している者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、第5期計画中的実績を踏まえ利用者数及び利用時間を見込みます。
- ・重度障害者等包括支援は、現在指定事業所がないことから利用実績がありませんが、実態把握や事業所の指定に向けて取り組んでまいります。

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは昼間の活動場所となるとともに、自立した生活を送るための訓練や支援の場です。障がいの程度や個別の利用ニーズに応じたサービスを提供しています。

### ① 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事などの介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。

### ② 自立訓練（機能訓練）

障害者支援施設等又は自宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを通して身体機能又は生活能力の維持、向上等の訓練を行うとともに、生活の支援等を行います。

### ③ 自立訓練（生活訓練）

障害者支援施設等又は自宅を訪問して行う入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活に関する相談及び助言その他の必要な支援等を行います。

### ④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

### ⑤ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結んだうえで、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

### ⑥ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

### ⑦ 就労定着支援

障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や雇用に伴い生じる課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

具体的には、企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

### 第3章

### 福祉サービスの見込量

		実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
生活介護	利用者数	1,507 (1,508)	1,539 (1,541)	1,596 (1,574)	1,640	1,683	1,727
	日数/月	29,552 (31,900)	30,537 (33,500)	31,668 (34,900)	32,541	33,394	34,267
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	16 (17)	31 (17)	41 (17)	50	58	67
	日数/月	154 (143)	258 (143)	341 (143)	416	483	558
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	104 (100)	93 (100)	93 (100)	93	93	93
	日数/月	1,312 (1,700)	1,181 (1,700)	1,181 (1,700)	1,181	1,181	1,181
就労移行支援	利用者数	246 (302)	295 (325)	314 (349)	341	368	395
	日数/月	4,163 (5,515)	5,035 (5,925)	5,359 (6,370)	5,820	6,281	6,742
就労継続支援 (A型)	利用者数	532 (637)	538 (662)	534 (687)	552	571	589
	日数/月	10,540 (13,012)	10,744 (13,530)	10,664 (14,070)	11,024	11,403	11,762
就労継続支援 (B型)	利用者数	1,253 (1,236)	1,316 (1,297)	1,306 (1,359)	1,353	1,400	1,446
	日数/月	21,986 (23,628)	23,731 (25,045)	23,551 (26,547)	24,398	25,246	26,075
就労定着支援	利用者数	70 (146)	103 (218)	125 (267)	150	175	200
<b>【見込量の考え方】</b> ・第5期計画中の各サービスの利用量の伸びや、施設入所者・精神に障がいのある入院中の人の地域生活への移行、特別支援学校の卒業生等でサービスの利用が見込まれる人の数を勘案して利用者数及び利用量を見込みます							

## ⑧ 療養介護

医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の世話をを行います。

療養介護	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数	89 (90)	97 (90)	107 (90)	118	130	142
【見込量の考え方】						
・第5期計画中の各サービスの利用量の伸びを踏まえ利用者数を見込みます。						

## ⑨ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

短期入所	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数	533 (590)	489 (625)	538 (658)	544	549	554
日数/月	3,095 (4,301)	2,956 (4,749)	2,850 (5,205)	2,728	2,606	2,484
【見込量の考え方】						
・第5期計画の利用者数の状況や今後の介護者の緊急時等の利用希望を踏まえ、利用者数を見込みます。 利用日数は、第5期計画中に減少傾向にあることから、減少で見込みます。						

### (3) 居住系サービス

居住系サービスは、居住の場の一つとなるものであり、地域の住まいであるグループホームと専門的な支援を行う入所施設で支援をしています。

#### ① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数	18 (21)	12 (21)	27 (21)	27	27	27
【見込量の考え方】						
・施設入所者等の地域移行や入院中の精神に障がいのある人の地域生活への移行を勧奨し、利用者数を見込みます。						

#### ② 共同生活援助

地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数	378 (400)	443 (425)	516 (450)	589	662	735
【見込量の考え方】						
・グループホームの整備により定員が増加しております。						
・地域移行が促進することで利用量が増加すると見込みます。						

### ③ 宿泊型自立訓練

居室を提供し、一定期間、家事等の日常生活能力を向上させるための支援等を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数	27 (20)	27 (20)	38 (20)	46	54	63
【見込量の考え方】						
・第5期計画中の利用の実績や地域移行の促進による利用を勘案し、利用者数を見込みます。						

### ④ 施設入所支援

介護が必要な人や通所が困難な人で、生活介護等の日中活動系サービスを利用して  
いる人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活の支援を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数	642 (639)	652 (639)	650 (639)	639	639	639
【見込量の考え方】						
・入所待機者が増加傾向にありますが、地域生活への移行を進め、第5期計画と同数を見込みます。						
・障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができる体制整備を進めるとともに、入所待機者の解消にも取り組みます。						



## (4) 相談支援

### ① 計画相談支援

障害福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数	4,872 (5,107)	5,008 (5,327)	5,279 (5,548)	5,494	5,708	5,922
【見込量の考え方】						
・障害福祉サービス利用者が毎年度5%程度増加していることから、200人程度の増加を見込みます。						

### ② 地域移行支援

入所施設や精神科病院から地域生活への移行を希望する人に対し、住居の確保等必要な支援を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数	12 (21)	11 (21)	14 (21)	21	21	21
【見込量の考え方】						
・施設入所者等の一人暮らしへの地域移行者数、入院中の精神に障がいのある人のうち、地域生活への移行が見込まれる者の数等を勘案して、第5期計画と同数を見込みます。						

### ③ 地域定着支援

居宅において単身により地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じる地域生活における課題について、相談や訪問等を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数	86 (84)	97 (96)	116 (108)	130	145	159

#### 【見込量の考え方】

- ・第5期計画中の実績や精神に障がいのある人のうち、地域生活への移行が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数を見込みます。

## 2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害福祉サービスとは別に、地域で生活する障がいのある人のニーズに応じて、本市の創意工夫により実施する事業です。障がいのある人の地域における生活を支える様々な事業を行います。

### (1) 必須事業

#### ① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等や障がい特性等について地域住民の理解を深めるために研修や啓発活動を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
実施の有無	有	有	有	有	有	有
【実施に関する考え方】 ・補助犬セミナー等の開催により、障がいに関する理解啓発を図る事業を実施します。						

#### ② 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した社会生活等を営むことができるようにするため、障がい者団体等の自発的な取り組みに対して支援を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
実施の有無	有	有	有	有	有	有
【実施に関する考え方】 ・障がい者団体の活動に対し、支援を行います。						

### ③ 相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活を営むため、障がいのある人とその家族の相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行います。

相談支援（委託）	実績値 （計画値）		見込値 （計画値）	計画値		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
設置数（か所）	15	15	5	5	5	5
相談件数	30,155 （30,200）	29,489 （31,498）	30,150 （32,789）	30,630	31,164	31,693

#### 【実施に関する考え方】

- ・令和2年4月に市の相談圏域を5つとし、15か所あった障がい者相談支援事業所を各相談圏域に1つの障がい者相談支援センターとして再編しました。その障がい者相談支援センターにおいて必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

基幹相談支援 センター	実績値 （計画値）		見込値 （計画値）	計画値		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
基幹相談支援 センター 設置数（か所）	1 （1）	1 （1）	1 （1）	1	1	1

#### 【実施に関する考え方】

- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターの設置により、相談支援体制の強化を図ります。

④ 成年後見制度利用支援事業(市長申し立て、報酬費助成)

成年後見制度を利用することが必要であると見込まれる知的又は精神に障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
市長申し立て 件数	3 (10)	9 (10)	11 (10)	13	15	17
報酬費助成 件数	47 (50)	65 (55)	75 (60)	85	95	105
<p>【実施に関する考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(市長申し立て) 身寄りがなく、成年後見制度の利用が難しい人に市長申し立てにより制度利用につなげ、権利擁護を図ります。</li> <li>・(報酬費助成) 成年後見制度を利用している人が、生活困窮等により後見人等への報酬の支払いが難しい場合に報酬費助成を行います。</li> </ul>						

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
実施の有無	無	無	無	有	有	有
<p>【実施に関する考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元(2019)年度に開始した市民後見人の活用を含め、法人後見の支援を実施します。</li> </ul>						

## ⑥ 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
手話通訳者 派遣人数	1,195 (1,100)	1,278 (1,100)	1,300 (1,100)	1,300	1,300	1,300
要約筆記者 派遣人数	67 (80)	87 (80)	80 (80)	80	80	80
【実施に関する考え方】						
・聴覚に障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。						

## ⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人等に対し、日常生活を支援する用具を給付します。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護・訓練 支援用具(件)	54 (46)	48 (50)	61 (54)	65	70	76
自立生活 支援用具(件)	90 (80)	83 (82)	90 (85)	94	98	101
在宅療養等 支援用具(件)	124 (83)	107 (86)	124 (88)	132	138	145
情報・意思疎通 支援用具(件)	330 (474)	659 (481)	747 (489)	818	892	962
排せつ管理 支援用具(件)	15,736 (16,474)	15,792 (17,015)	16,317 (17,557)	16,612	16,907	17,203
居宅生活動作 支援用具(件)	19 (10)	13 (10)	16 (10)	17	18	19
計(件)	16,353 (17,167)	16,702 (17,724)	17,355 (18,283)	17,738	18,123	18,506
【実施に関する考え方】						
・日常生活用具の適切な給付を受けられるよう、第5期計画の実績を踏まえ、利用件数を見込みます。						

⑧ 奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう手話の技術を習得した者を養成します。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
手話奉仕員養成 講座修了者数	55 (60)	41 (60)	0 (60)	60	60	60
要約筆記者養成 講座修了者数	7 (0)	7 (10)	10 (0)	10	10	10
【実施に関する考え方】						
・聴覚に障がいのある人とのコミュニケーションを確保するため、手話奉仕員養成講座や要約筆記者養成講座を開講します。						

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等の社会参加を促すため外出のための支援を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数	335 (343)	349 (372)	372 (403)	400	430	460
時間/月	2,135 (2,205)	2,203 (2,372)	2,361 (2,550)	2,406	2,473	2,540
【実施に関する考え方】						
・第5期計画中の実績を踏まえ、利用量を見込みます。						
・利用者の増加に伴い支援者養成の必要があるため、移動支援従事者養成研修を開催します。						

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人等の地域生活支援の促進を図るため、創作的活動や生産活動の機会を提供する場を設けます。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
設置数(か所)	7 (7)	7 (7)	6 (7)	7	7	7
利用者数	23,425	20,186	16,000	16,500	17,000	17,000
【実施に関する考え方】						
・病院等から地域生活へ移行した場合の社会との交流の場として必要であり、継続して設置します。						

⑩-1 専門性の高い相談支援事業(発達障害者支援センター運営事業)

専門性の高い発達障がいに関する相談に応じ、障がいのある人等が自立した生活を営むことができるようにします。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
設置数(か所)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
【実施に関する考え方】						
・発達相談支援センターを継続して設置し、発達障害者支援専門機関として相談に応じるほか、支援者育成や研修会の開催等により発達障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよう努めます。						



⑪-2 専門性の高い相談支援事業（障害児療育支援事業）

在宅の障がいのある人の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図ります。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
設置数（か所）	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1

【実施に関する考え方】

・重心児、知的障がい児、身体障がい児の地域生活を支えるための療育指導を行います。

⑫ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

（手話・要約、盲ろう、失語症）

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成することで、聴覚、言語機能、音声機能等に障がいのある人の意思疎通を図ります。

		実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
手話・要約	修了者数	20	23	22	25	27	29
盲ろう	修了者数	実施	実施	実施	実施	実施	実施
失語症	修了者数		16	-	7	7	7

【見込量の考え方】

・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を県と共に養成します。

⑬ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業（手話・要約、盲ろう）

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備し、意思疎通を図ることが困難な障がいのある人等が自立した生活を行うことができるよう努めます。

		実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
手話・要約	利用件数	26	30	28	28	28	28
盲ろう	利用件数	930	865	896	896	896	896
<b>【見込量の考え方】</b> ・会議、研修会、講演会等への手話通訳者・要約筆記者の派遣や、専門性の高い盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を県とともに行います。							

⑭ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

発達障がいのある人への支援体制を整備するため、協議の場を設置し、発達障がいのある人への支援体制の充実を図ります。

		実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催数		2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	2	2
<b>【実施に関する考え方】</b> ・発達障がいのある人への支援の推進体制や地域の実情に応じた体制の整備など、発達障がいのある人を支援する施策を円滑に推進するため、発達障害者支援地域協議会を継続して開催します。							

## (2) 任意事業

### ① 日中一時支援事業

障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数	620 (606)	591 (586)	598 (566)	592	586	579
時間/月	7,263 (8,178)	7,295 (7,725)	7,310 (7,362)	7,336	7,361	7,385
【実施に関する考え方】						
・障がいのサービスの充実により利用者が減少傾向にありますが、第5期計画中の実績により利用量を見込みます。						

### ② 社会参加促進事業

各種事業の実施により障がいのある人の社会参加を促進します。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	1 (1)	1 (1)	0 (1)	1	1	1
芸術・文化講座開催等事業	2 (2)	3 (3)	3 (3)	3	3	3
点字・声の広報等発行事業	150 (180)	149 (180)	138 (180)	140	140	140
【見込量の考え方】						
・障がいのある人のスポーツ大会、障害啓発イベント等の継続開催や文字による情報を得ることが難しい人への点字版、音声版の広報はままつを継続して発行します。						

## 《第2期障がい児福祉実施計画》

### 1 児童福祉法に規定するサービス

#### (1) 障害児通所支援

##### ① 児童発達支援

就学前の発達に課題のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用児童数	1,036 (1,057)	1,099 (1,160)	1,191 (1,262)	1,249	1,307	1,365
日数/月	7,750 (8,933)	8,544 (9,748)	9,334 (10,569)	9,789	10,244	10,698

#### 【見込量の考え方】

- ・1歳6ヶ月健診の結果や第1期児計画中の利用実績、障害福祉に関するアンケート結果を踏まえ、毎年50人程度の増加を見込みます。
- ・療育ニーズの高まりや第1期児計画中の実績を踏まえ、利用者数を見込みます。

② 放課後等デイサービス

学校就学中の発達に課題のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用児童数	1,665 (1,525)	1,783 (1,740)	2,101 (1,953)	2,285	2,469	2,652
日数/月	20,192 (20,050)	20,769 (22,857)	26,205 (25,599)	28,499	30,794	33,077
<b>【見込量の考え方】</b> ・第1期児計画中の利用が大きく伸びていることや障がい福祉に関するアンケート結果よりニーズが高い事業であることから利用の増加を見込みます。毎年180人程度の増加を見込みます。						

③ 保育所等訪問支援

発達に課題のある子どもが通う幼稚園や保育所等を訪問し、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用児童数 (年度合計)	755 (818)	770 (899)	816 (985)	835	854	874
<b>【見込量の考え方】</b> ・毎年20人程度の増加を見込みます。当事業と並行して、幼稚園や保育所等の支援者に対する支援を実施する保育所等巡回支援事業の継続により、身近な地域で通園、通学が可能な環境づくりを進めます。						

#### ④ 居宅訪問型児童発達支援

重度障がい等により外出が困難な障がいのある子どもに対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作等の指導をして発達支援を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用児童数	3 (5)	2 (5)	4 (5)	6	6	6
日数/月	3 (20)	4 (20)	12 (20)	18	18	18
<b>【見込量の考え方】</b> ・第1期児計画中の実績は増加傾向にあり、外出が困難な障がいのある子どもが増加していることから、毎年6人の利用を見込みます。						

## (2) 障害児入所支援

### ① 福祉型障害児入所支援

障がいのある子どもに対し、保護又は日常生活の指導、知識技能の付与を行います。

### ② 医療型障害児入所支援

障がいのある子どもに対し、保護又は日常生活の指導、知識技能の付与及び治療を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
福祉型利用 児童数	46 (46)	47 (46)	46 (46)	46	46	46
医療型利用 児童数	33 (26)	24 (26)	24 (26)	26	26	26
<b>【見込量の考え方】</b> ・第1期児計画中の実績より、第1期計画と同数を見込みます。 ・福祉型障害児入所施設から地域への移行等が円滑に進むよう関係機関が連携して支援を行います。						

### (3) 障害児相談支援

障がいのある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用児童数	3,277 (2,985)	3,580 (3,342)	4,043 (3,699)	4,380	4,717	5,055
【見込量の考え方】 ・障害児通所支援利用者が毎年7%程度増加しているため、同程度の増加を見込みます。						

### (4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケアを必要とする子ども（在宅重症心身障害児）に対する支援において、保健、医療、福祉、教育等の多職種間連携が必要となります。その連携を円滑に調整する人材（コーディネーター）を養成・配置し、支援体制を整備します。

地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、配置の有無について見込みます。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
コーディネーターの配置の有無	無	無	無	有	有	有
【見込量の考え方】 ・医療的ケア児が増加していることから、地域における必要な支援につなぐため、コーディネーターを配置します。						





# 資料編

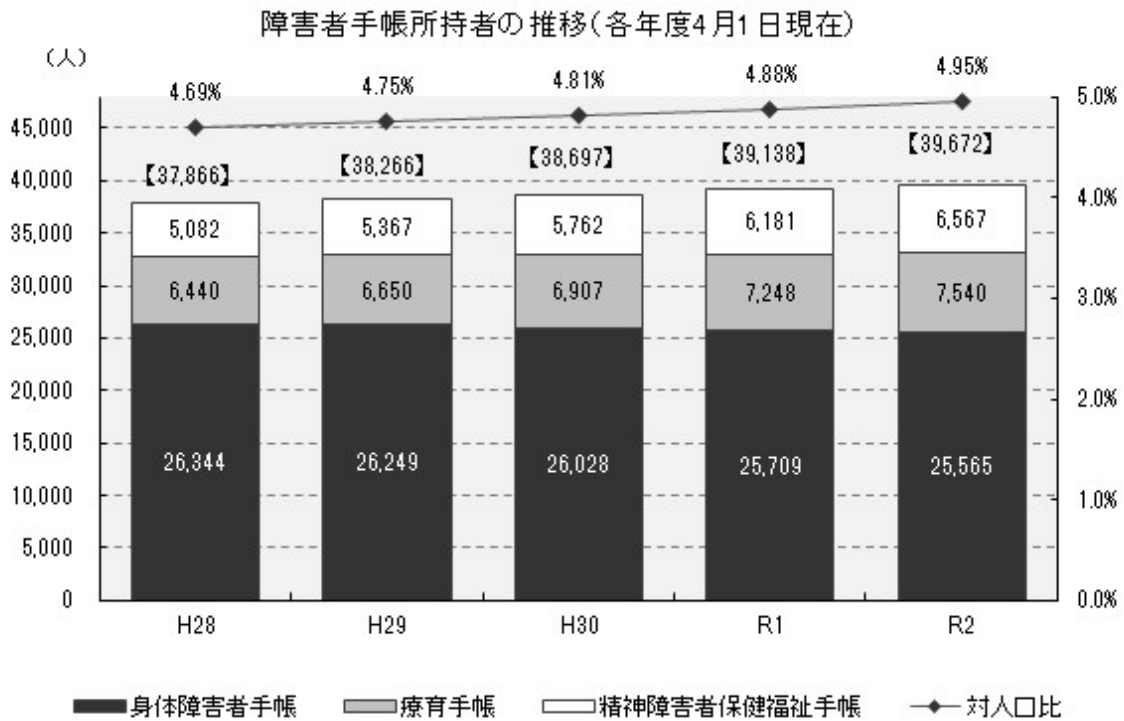




# 1 障がいのある人の状況

この計画では「障がいのある人」を身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人や難病患者としています。発達障がいや高次脳機能障がい等、精神障がいに含まれるものの障害者手帳を所持していない人や難病患者の実数の把握は困難であるため、ここでは目安として、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3区分の手帳所持者数による基本的な統計数値を掲載します。

浜松市の人口は減少傾向にあります。手帳所持者数は増加傾向にあります。重複して所持している人もいるため単純な合計数にはならないものの、浜松市民のおよそ5.0%が手帳を所持していることとなります。



資料編

(単位：人)

	H28	H29	H30	R1	R2	5か年比 (H28→R2)
(A)手帳所持者	37,866	38,266	38,697	39,138	39,672	104.77%
身体障害者手帳	26,344	26,249	26,028	25,709	25,565	97.04%
療育手帳	6,440	6,650	6,907	7,248	7,540	117.08%
精神障害者保健福祉手帳	5,082	5,367	5,762	6,181	6,567	129.22%
(B)浜松市人口	807,898	806,407	804,989	802,728	800,870	99.13%
(A/B)対人口比	4.69%	4.75%	4.81%	4.88%	4.95%	

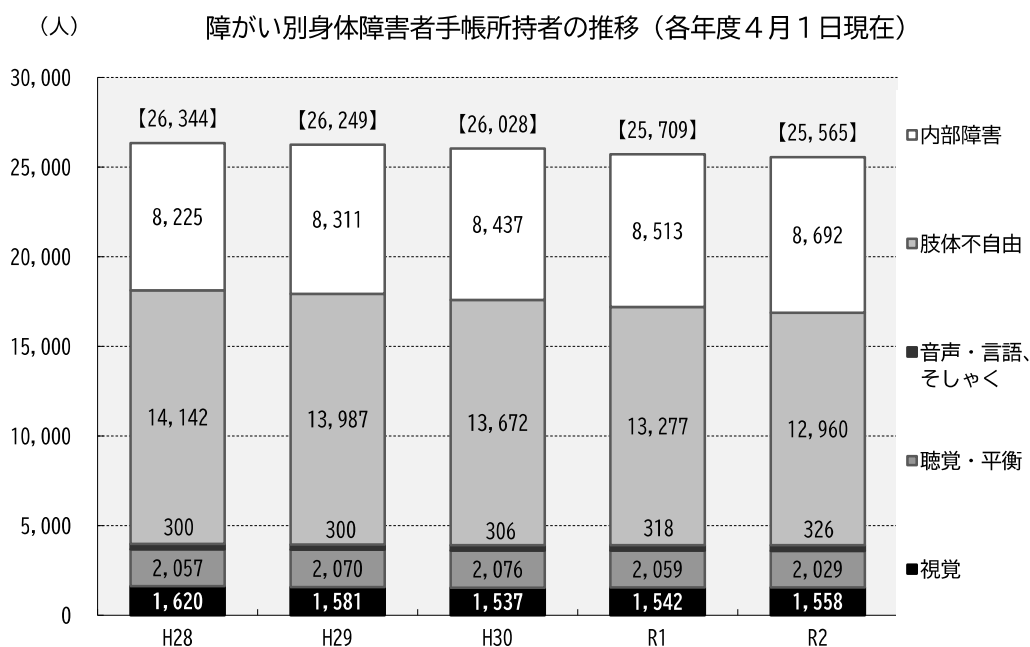
## (1) 身体障がい

身体障害者手帳所持者は、減少傾向にあり、令和2（2020）年4月1日現在 25,565 人となっています。

手帳所持者を障がい別にみると「内部障がい」が年々増加傾向にあります。また、年齢区分別にみると手帳所持者のうち 65 歳以上の占める割合はおよそ 72.0%（令和2（2020）年値）となっています。

高齢化の進展に伴い、今後も 65 歳以上の手帳所持者の割合が増加していくことが予測されます。

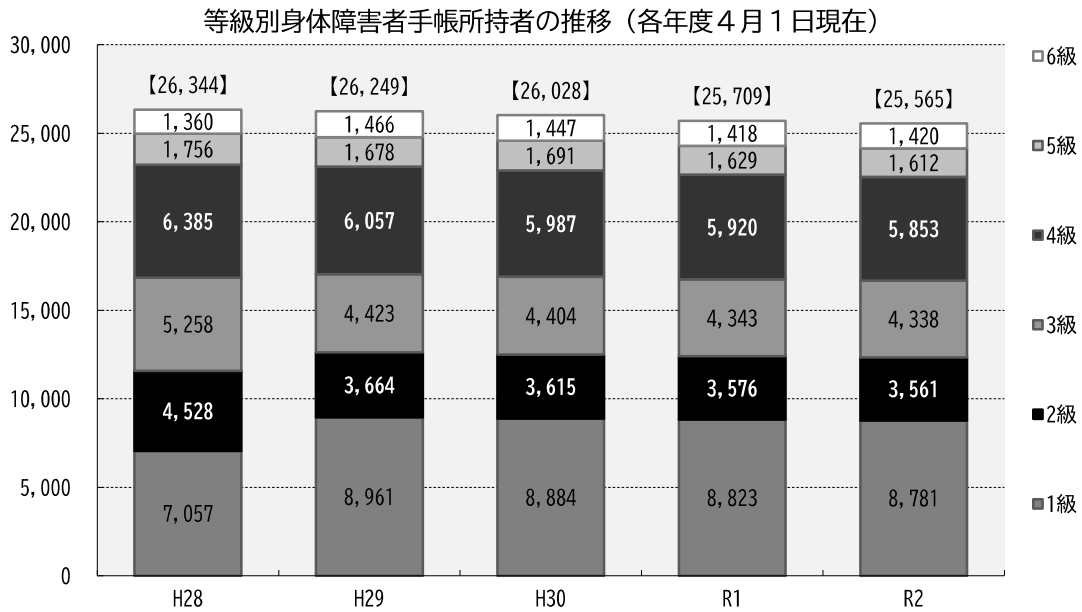
### ① 障がい別身体障害者手帳所持者の推移



(単位：人)

障がい別	H28	H29	H30	R1	R2
手帳所持者	26,344	26,249	26,028	25,709	25,565
視覚	1,620	1,581	1,537	1,542	1,558
聴覚・平衡	2,057	2,070	2,076	2,059	2,029
音声・言語、そしゃく	300	300	306	318	326
肢体不自由	14,142	13,987	13,672	13,277	12,960
内部障害	8,225	8,311	8,437	8,513	8,692
対人口比	3.26%	3.26%	3.23%	3.20%	3.19%

② 等級別身体障害者手帳所持者の推移  
(人)



資料編

(単位：人)

等級別	H28	H29	H30	R1	R2
1級	7,057	8,961	8,884	8,823	8,781
2級	4,528	3,664	3,615	3,576	3,561
3級	5,258	4,423	4,404	4,343	4,338
4級	6,385	6,057	5,987	5,920	5,853
5級	1,756	1,678	1,691	1,629	1,612
6級	1,360	1,466	1,447	1,418	1,420
計	26,344	26,249	26,028	25,709	25,565

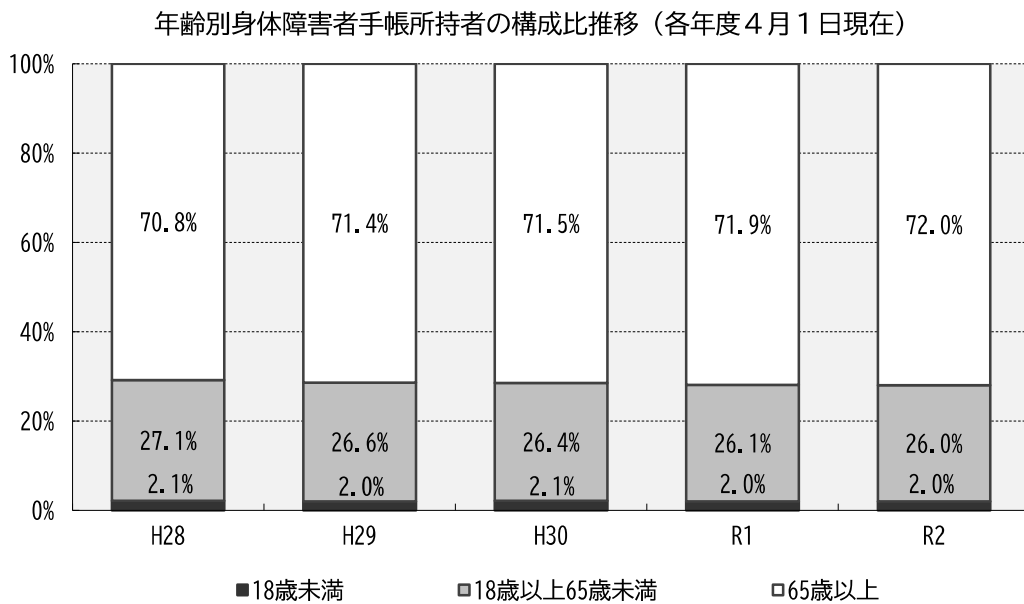
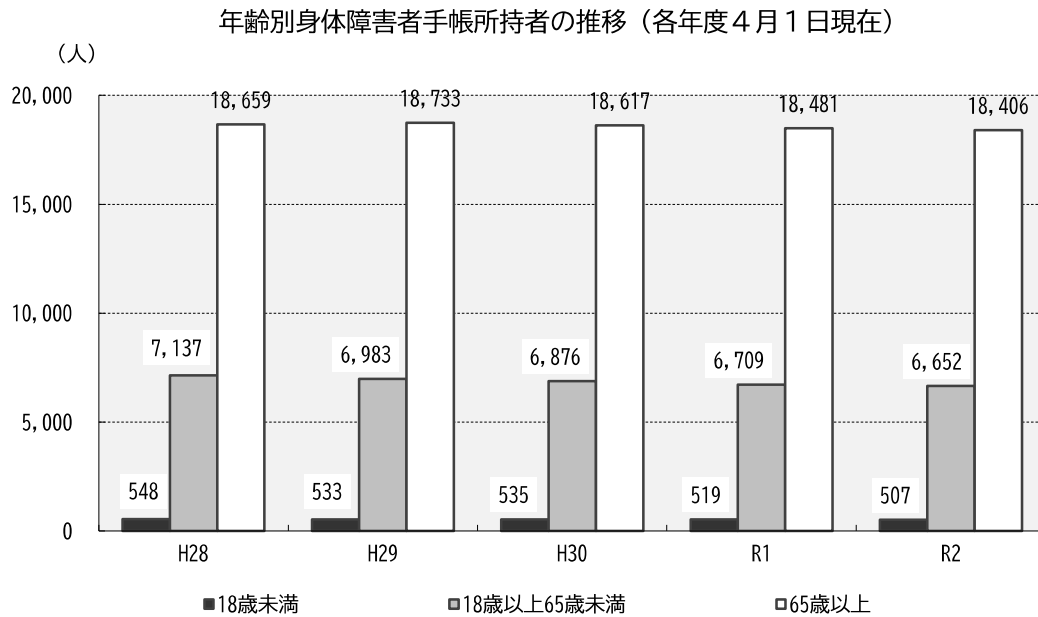
※平成 28 年度までは二つ以上の障がいがある場合は、主たる障害等級により集計。  
平成 29 年度からは総合等級により集計。

総合等級とは…

同一の等級について二つの重複する障がいがある場合は、一級上の級とする。

異なる等級について二つ以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。

### ③ 年齢別身体障害者手帳所持者の推移



年齢別	H28	H29	H30	R1	R2
18歳未満	548	533	535	519	507
18歳以上65歳未満	7,137	6,983	6,876	6,709	6,652
65歳以上	18,659	18,733	18,617	18,481	18,406
計	26,344	26,249	26,028	25,709	25,565

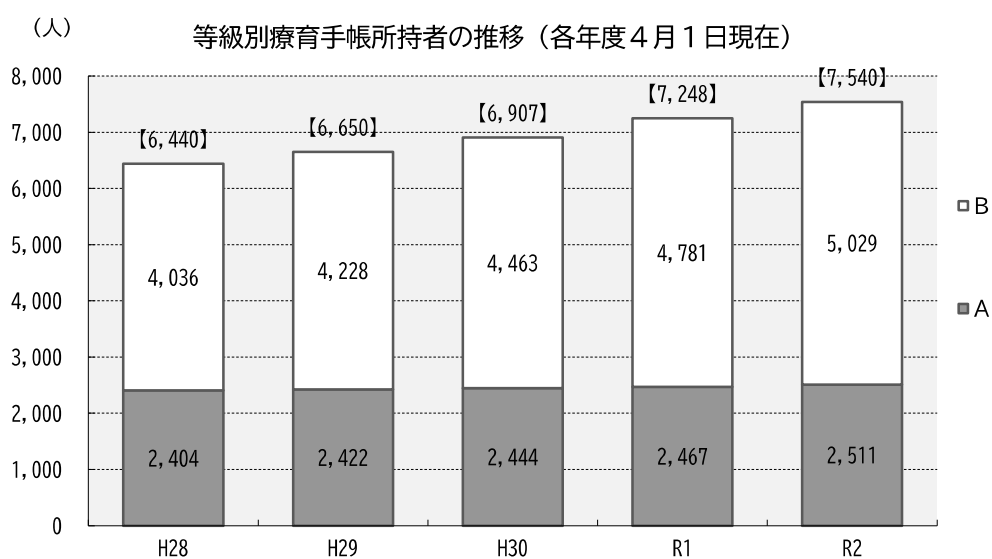
## (2) 知的障がい

療育手帳所持者は、平成 28 (2016) 年から令和 2 (2020) 年までの 4 年間でおよそ 17.1%増加しています。

手帳所持者を等級別にみると、B (中軽度) の増加率が高くなっています。

知的障がいは発達期以降に新たに生じるものではないことから、知的障がいや発達障がいが社会的に認識されてきたことや、障がいの早期発見体制の整備により、知的障がいの判定を受ける機会が増えてきたこと等が要因として考えられます。

### ① 等級別療育手帳所持者の推移

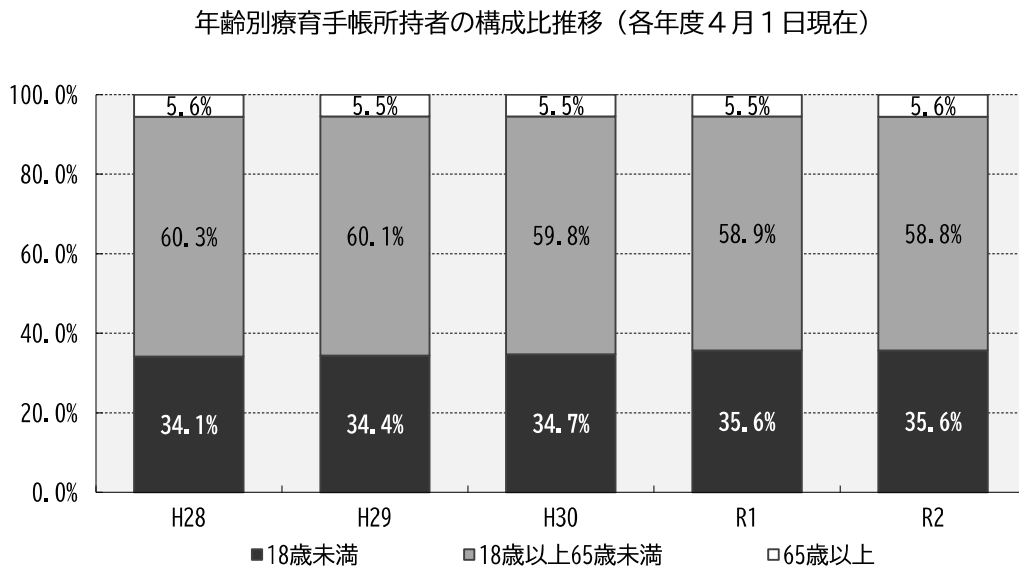
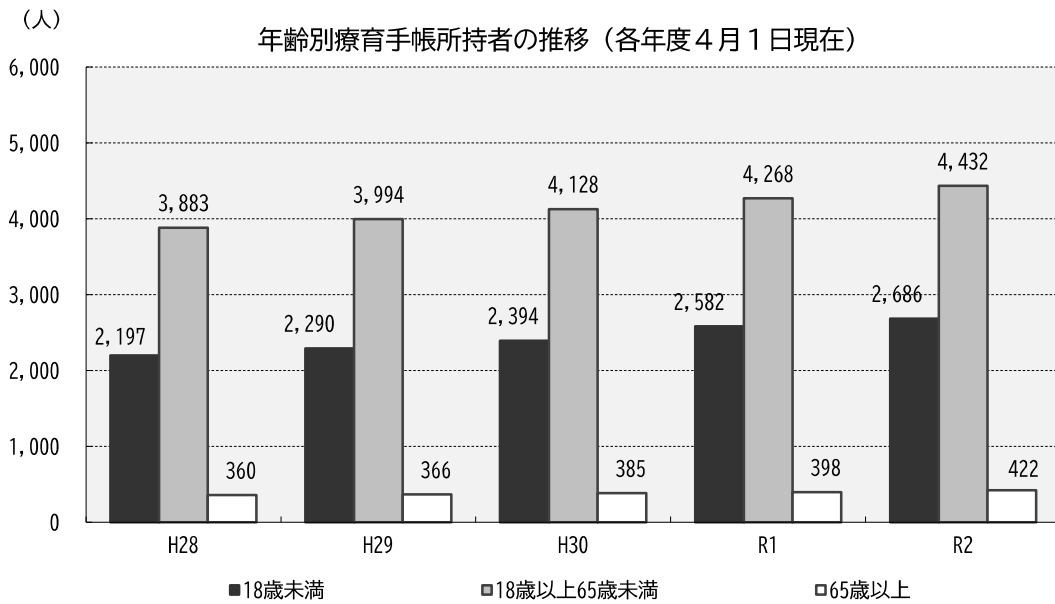


資料編

(単位：人)

等級別	H28	H29	H30	R1	R2
手帳所持者	6,440	6,650	6,907	7,248	7,540
A (重度)	2,404	2,422	2,444	2,467	2,511
B (中軽度)	4,036	4,228	4,463	4,781	5,029
対人口比	0.80%	0.82%	0.86%	0.90%	0.94%

## ② 年齢別療育手帳所持者の推移



(単位：人)

年齢別	H28	H29	H30	R1	R2
18歳未満	2,197	2,290	2,394	2,582	2,686
18歳以上65歳未満	3,883	3,994	4,128	4,268	4,432
65歳以上	360	366	385	398	422
計	6,440	6,650	6,907	7,248	7,540



### (3) 精神障がい

精神障がいのある人のうち、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、令和2（2020）年4月1日現在 6,567 人であり、自立支援医療（精神通院）受給者は 12,592 人です。自立支援医療（精神通院）は、手帳を所持していなくても受給できるため、現状を示す有効な指標となります。

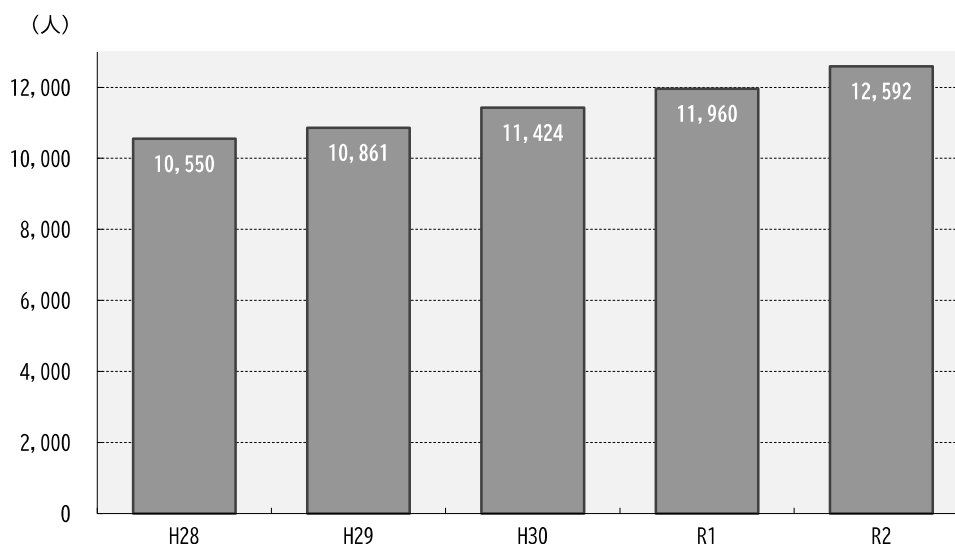
自立支援医療受給者は、平成 28（2016）年から令和 2（2020）年までの 4 年間でおよそ 19.4%増加しています。うつ病等の気分障がいや急性ストレス反応、適応障がい等のある人が増えており、これは生活不安等の社会的ストレスの増大が要因の一つと考えられます。

手帳所持者は、平成 28（2016）年から令和 2（2020）年までの 4 年間でおよそ 1,500 人増加しています。受給者及び手帳所持者ともに、統合失調症関連及びうつ病等の気分障がいの人が多数を占めています。

また、精神障がいには高次脳機能障がいや認知症等も含まれます。高次脳機能障がいは、交通事故や脳卒中等で脳が損傷され、記憶力の低下等、脳の認知機能に障がいが起こる状態をいい、認知症と同じく、精神障害者保健福祉手帳の交付対象であり、手帳所持による福祉制度やサービスを利用できます。

#### ① 自立支援医療（精神通院）受給者の推移

自立支援医療（精神通院）受給者の推移（各年度4月1日現在）

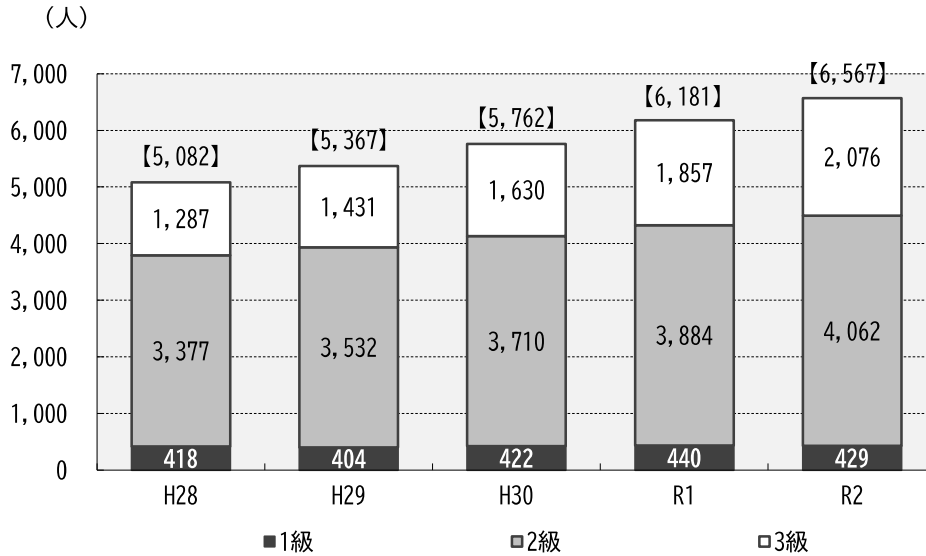


(単位：人)

自立支援医療	H28	H29	H30	R1	R2
受給者数	10,550	10,861	11,424	11,960	12,592
対人口比	1.31%	1.35%	1.42%	1.49%	1.57%

② 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

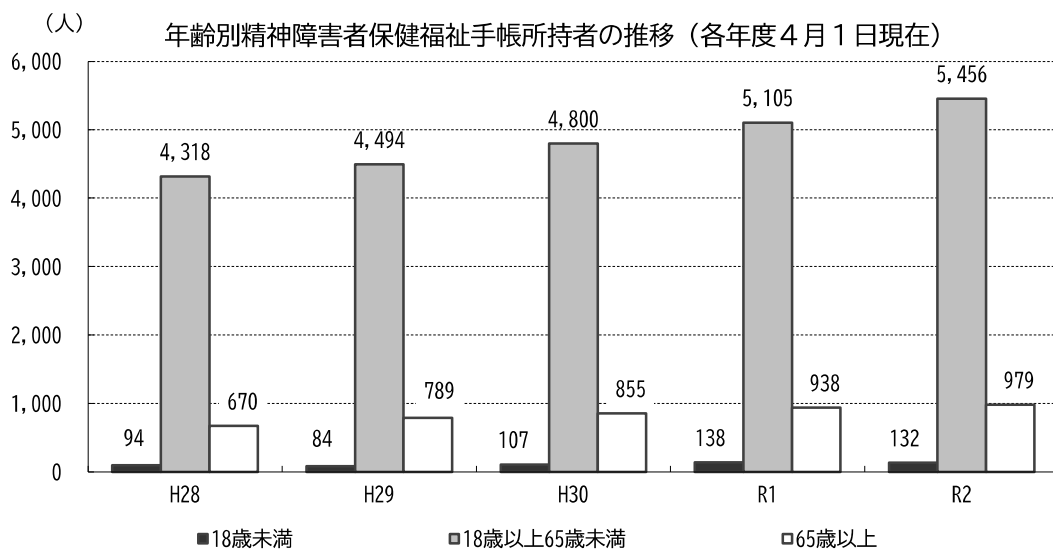
等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年度4月1日現在）



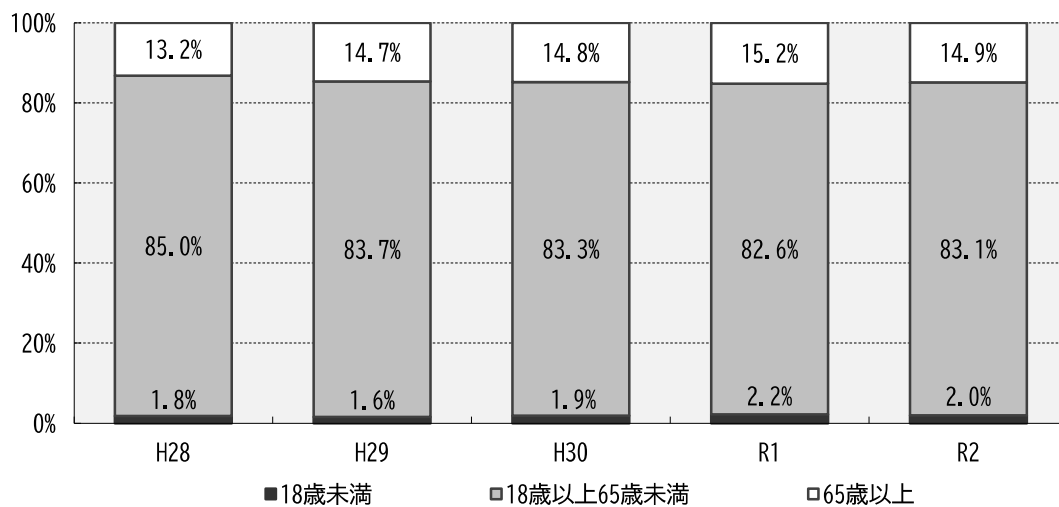
(単位：人)

等級別	H28	H29	H30	R1	R2
手帳所持者	5,082	5,367	5,762	6,181	6,567
1級	418	404	422	440	429
2級	3,377	3,532	3,710	3,884	4,062
3級	1,287	1,431	1,630	1,857	2,076
対人口比	0.63%	0.67%	0.72%	0.77%	0.82%

③ 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者の構成比推移（各年度4月1日現在）



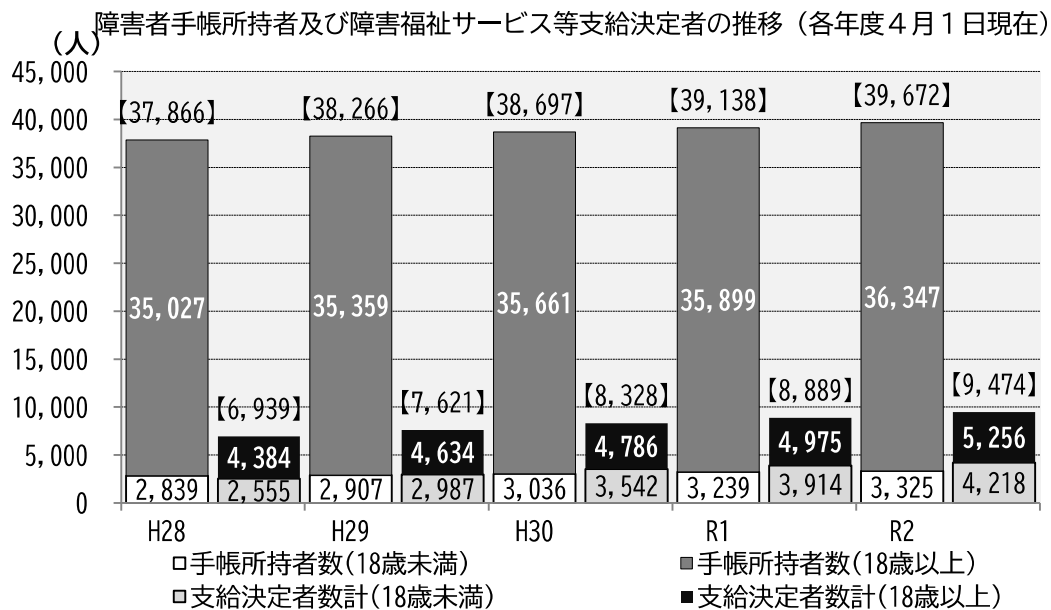
（単位：人）

年齢別	H28	H29	H30	R1	R2
18歳未満	94	84	107	138	132
18歳以上65歳未満	4,318	4,494	4,800	5,105	5,456
65歳以上	670	789	855	938	979
計	5,082	5,367	5,762	6,181	6,567

## 2 障害福祉サービス等支給決定者の状況

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の利用にかかる支給決定者は増加傾向にあり、平成 28（2016）年から令和 2（2020）年までの 4 年間でおよそ 36.5%増加しています。

また、障害者手帳所持者数の増加率を上回って支給決定者が増えています。手帳を所持していなくてもサービスを利用できるためおおよその目安ですが、手帳所持者のおよそ 4 人に 1 人が支給決定を受けていることとなります。



支給決定者数	H28	H29	H30	R1	R2	5か年比 (H28→R2)
障害福祉サービス（18歳以上）	4,384	4,634	4,786	4,975	5,256	119.9%
障害福祉サービス及び障害児通所支援（18歳未満）	2,555	2,987	3,542	3,914	4,218	165.1%
障害福祉サービス（18歳未満）	362	362	380	385	391	108.0%
障害児通所支援	2,193	2,625	3,162	3,529	3,827	174.5%
計	6,939	7,621	8,328	8,889	9,474	136.5%

手帳所持者数	H28	H29	H30	R1	R2	5か年比 (H28→R2)
18歳以上	35,027	35,359	35,661	35,899	36,347	103.8%
18歳未満	2,839	2,907	3,036	3,239	3,325	117.1%
計	37,866	38,266	38,697	39,138	39,672	104.8%

### 3 施設・事業所等の状況

施設・事業所等		令和2年度		
		施設数	在籍者数	
発達支援広場（乳幼児期）		10	—	
学 齢 期	小学校	96（分校1）		
	発達支援学級設置校	67	1,354	
	知的障害学級設置校	58	792	
	自閉症・情緒障害学級設置校	42	547	
	難聴学級設置校	2	4	
	病弱学級設置校	1	1	
	肢体不自由学級設置校	3	10	
	中学校	48（分校1）		
	発達支援学級設置校	41	556	
	知的障害学級設置校	39	384	
	自閉症・情緒障害学級設置校	27	167	
	難聴学級設置校	1	2	
	病弱学級設置校	0	0	
	肢体不自由学級設置校	3	3	
	特別支援学校	浜松特別支援学校（知的障害・肢体不自由）	1	387
		浜松特別支援学校城北分校	1	53
		浜松視覚特別支援学校（視覚障害）	1	35
		浜松聴覚特別支援学校（聴覚障害）	1	38
		浜北特別支援学校（知的障害・肢体不自由）	1	384
	浜名特別支援学校（知的障害・肢体不自由）	1	127	
	西部特別支援学校（肢体不自由）	1	142	
	天竜特別支援学校（病弱）	1	90	
	朝霧分校（知的障害）			
施設・事業所等		令和2年度		
		施設数	定員数	
障 が い 児 支 援	児童発達支援	37	552	
	居宅訪問型児童発達支援	1	—	
	放課後等デイサービス	87	925	
	保育所等訪問支援	7	—	
	障害児相談支援	25	—	
	福祉型障害児入所支援	2	50	
	医療型障害児入所支援	2	260	

施設・事業所等			令和2年度	
			施設数	定員数
成人 期	日中活動系	生活介護	59	1,788
		自立訓練（機能訓練）	3	131
		自立訓練（生活訓練）	9	92
		就労移行支援	26	373
		就労継続支援（A型）	26	514
		就労継続支援（B型）	59	1,198
		日中一時支援	56	—
		地域活動支援センター	7	—
	居住系	共同生活援助（グループホーム）	33	500
		施設入所支援	17	920
		宿泊型自立訓練	2	38
		救護施設	4	320
	在宅支援	居宅介護（ホームヘルプ）	71	—
重度訪問介護		53	—	
行動援護		4	—	
同行援護		18	—	
短期入所（ショートステイ）		46	—	
移動支援		53	—	
相談支援	浜松市委託相談支援事業所	5	—	
	指定一般相談支援（地域移行支援）	18	—	
	指定一般相談支援（地域定着支援）	15	—	
	指定特定相談支援	38	—	

※ 発達支援学級は各年5月1日現在の状況です。その他は各年4月1日現在の状況です。

※ 浜名特別支援学校は市外の学校ですが、浜松市も校区となるため掲載しています。

※ 施設入所支援は、障害児入所施設による指定を除きます。

※ 救護施設は要保護者を対象とした生活保護法に基づく保護施設ですが、実態として多くの障がいのある人が入所しているため掲載しています。

## 4 策定経過

実施時期	事項	主な内容等
令和元年 12月	浜松市の福祉に関するアンケート調査	・実施期間 12/6～12/23 ・障がい児者 2,500 人を対象に実施
令和2年 6月30日	第1回浜松市障害者施策推進協議会	・福祉に関するアンケート調査報告 ・障害福祉計画基本指針
8月11日	第1回浜松市障がい者自立支援協議会 当事者部会	・福祉に関するアンケート調査報告 ・障害福祉計画基本指針
8月12日	第1回浜松市精神保健福祉審議会	・福祉に関するアンケート調査報告 ・障害福祉計画基本指針
9月2日	第2回浜松市障害者施策推進協議会	・障がい福祉実施計画進捗報告 ・障がい福祉実施計画素案
9月8日	第1回浜松市障がい者自立支援協議会 市全体会	・障がい福祉実施計画進捗報告 ・障害福祉計画基本指針 ・障がい福祉実施計画素案
10月9日	第2回浜松市障がい者自立支援協議会 当事者部会	・障がい福祉実施計画素案
10月15日	第2回浜松市精神保健福祉審議会	・障がい福祉実施計画素案
10月22日	第3回浜松市障害者施策推進協議会	・障がい福祉実施計画案
令和2年 11月	パブリック・コメント実施	
1月15日	第3回浜松市障がい者自立支援協議会 当事者部会	・障がい福祉実施計画修正案
1月18日	第2回浜松市障がい者自立支援協議会 市全体会	・障がい福祉実施計画修正案
1月18日	第3回浜松市精神保健福祉審議会	・障がい福祉実施計画修正案
1月29日	第4回浜松市障害者施策推進協議会	・障がい福祉実施計画修正案
令和3年 4月1日	計画施行	

※浜松市障害者施策推進協議会の会議録は、市ホームページで閲覧できます。

## 5 協議会等構成員

### (1) 浜松市障害者施策推進協議会の委員

(敬称略/役職・五十音順)

役職	氏名	団体名
会長	新宮 尚人	学校法人聖隷学園 聖隷クリストファー大学
職務代理人	岩本 重幸	NPO 法人浜松地区精神保健福祉会
	兼子 周一	一般社団法人浜松市医師会
	渋谷 光広	一般社団法人浜松市歯科医師会
	高橋 久美子	浜松市浜松手をつなぐ育成会
	西村 百合子	浜松市民生委員児童委員協議会
	二橋 眞洲男	NPO 法人浜松市身体障害者福祉協議会
	野寄 秀明	一般社団法人浜松市薬剤師会
	馬淵 隆	浜松公共職業安定所
	村松 真奈美	NPO 法人浜松地区肢体不自由児親の会

任期：令和2年5月11日から令和5年5月10日まで

### (2) 浜松市障がい者自立支援協議会の構成員

(敬称略/役職・五十音順)

役職	氏名	団体名
会長	川向 雅弘	学校法人聖隷学園 聖隷クリストファー大学
	宇佐美 嘉康	浜松市社会福祉協議会 地域支援課
	海野洋一郎	社会福祉法人 みどりの樹
	大嶋 正浩	医療法人社団 至空会 メンタルクリニックダダ
	川嶋 章記	医療法人社団 至空会 相談支援センターだんだん
	小出 隆司	浜松市手をつなぐ育成会
	高橋 祥二	浜松市立雄踏小学校
	富永 直樹	社会福祉法人 天竜厚生会
	内藤 由美	浜松市発達医療総合福祉センター
	松本 知子	浜松市根洗学園

任期：令和2年4月1日から令和5年3月31日まで



---

### (3) 浜松市障害保健福祉施策連絡会（自立支援協議会当事者部会）

アクティブ、NPO 法人 浜松市身体障害者福祉協議会

NPO 法人 浜松地区精神保健福祉会明生会、在宅医療ケアのある子をもつ親の会

天竜川地域精神保健福祉会 若杉会、浜松市視覚障害者福祉協会、

浜松市浜松手をつなぐ育成会、NPO 法人浜松地区肢体不自由児親の会、

浜松市浜北手をつなぐ育成会、浜松ろうあ協会、浜松の福祉を考える会

## 6 障がい福祉に関するアンケート調査

### (1) 目的

障がいのある人の生活実態や障害福祉サービスの利用状況、今後の意向を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

### (2) 実施概要

浜松市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している人、障害福祉サービスや児童通所サービスの支給決定を受けている人やその家族にアンケート調査にご協力いただきました。

項目	内容
調査時期	令和元年12月6日(金)～12月23日(月)
調査対象	18歳以上の障がいのある人 1,500人 18歳未満の障がいのある人 1,000人 合計2,500人を無作為抽出
調査方法	郵送配布、郵送回収
有効回収数	18歳以上の障がいのある人 834人(回収率55.6%) 18歳未満の障がいのある人 520人(回収率52.0%) 合計 1,354人(回収率54.2%)

## 7 パブリック・コメント

### (1) 目的

この計画の案の公表、ご意見の募集、市の考え方の公表等により、より一層の市民参加を進め、行政運営の透明性の向上を図るとともに、公平・公正で、開かれた市政の実現を目指すために実施しました。

### (2) 実施概要

項目	内容
実施時期	令和2年11月24日から令和2年12月25日まで
意見提出者数	4人・18団体
意見数	85件（提案22件、要望32件、質問30件 その他1件）
意見の反映状況	案の修正16件、今後の参考39件、盛り込み済7件、その他23件

※パブリック・コメントの結果は、市ホームページで閲覧できます。

## 第6期浜松市障がい福祉実施計画・第2期浜松市障がい児福祉実施計画

---

令和3（2021）年3月発行

発行者：浜松市

編集：健康福祉部 障害保健福祉課

〒430-8652

浜松市中区元城町 103 番地の2

TEL (053)457-2863

FAX (053)457-2630

URL：<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

---

